

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 10月31日(土)に埼玉県内の圏央道が全線開通！

東名高速から東北道までつながることで更に開花する圏央道のストック効果をお知らせします

関東地方整備局 道路部
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社

平成 27 年 10 月 31 日(土)圏央道桶川北本 IC～白岡菖蒲 IC 間が開通

●都心の渋滞を避けて目的地へ

都心経由の交通の割合が約 9 割から約 2 割へ(本文資料(PDF)p2)

●富士山・太平洋が身近に

富士山・伊豆箱根エリアを訪れる群馬・埼玉方面の人が約 5 割増(本文資料(PDF)p3)

●暮らしを支える企業が続々立地

圏央道沿線市町村の工場立地面積は、20 年前の約 6 倍(本文資料(PDF)p4)

●もしもの場合も圏央道で渋滞回避

放射方向の高速道路が通行止めになっても、圏央道で迂回(本文資料(PDF)p5)

●生活を便利に、安全に

周辺一般道の交通環境が大きく改善(本文資料(PDF)p6)

※ストック効果 : 整備された社会資本が機能することによって、継続的に中長期的に得られる効果

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000097.html (10月31日(土)に埼玉県内の圏央道が全線開通！)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_0000221.html (圏央道 桶川北本 IC～白岡菖蒲 IC間が10月31日(土)15時に開通)

2. 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けての「避難を促す緊急行動」「共同点検」の取組

この度の平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、全国各地において浸水被害等が発生しており、特に鬼怒川において堤防が決壊し、甚大な被害が生じたところです。国土交通省においては、近年は雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、全国のどこでも同様の豪雨災害が発生して

もおかしくないとの認識のもと、「避難を促す緊急行動」(◆◆国土交通本省の動き◆◆2.を参照)に取り組んでいるところです。

これを受け、関東地方整備局管内において、「避難を促す緊急行動」を実施しています。

また、洪水に対するリスクが高い区間(重要水防箇所等)について「共同点検」を実施しています。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000151.html (平成27年9月関東・東北豪雨を受けて『荒川下流共同点検』を開始します)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/keihin_00000066.html (平成27年9月関東・東北豪雨を受けた『多摩川共同点検』を実施します)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000152.html (荒川下流域における「避難を促す緊急行動」に関する会議を開催します)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000124.html (荒川上流河川事務所管内における「避難を促す緊急行動に関する会議」を開催します)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/keihin_00000067.html (多摩川、鶴見川、相模川流域における『避難を促す緊急行動に関する会議』を開催します)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kasumi_00000065.html (霞ヶ浦における「避難を促す緊急行動」に関する取り組みについて トップセミナー・避難を促す緊急行動に関する説明会・共同点検を実施)

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/keihin_00000068.html (平成27年9月関東・東北豪雨を受け、『多摩川・鶴見川・相模川共同点検』を実施します)

3. ～道の駅「とよとみ」と山梨学院大学との連携～

中央市のインバウンド観光拠点とするための取組みを実施します

甲府河川国道事務所
河川国道事務所
山梨学院大学
道の駅「とよとみ」

大学と「道の駅」の交流・連携の一環として、山梨学院大学と道の駅『とよとみ』及び甲府河川国道事務所の3者で連携企画型の実習を実施することになりました。

この取り組みは、将来の地域活性化の担い手となる人材育成・確保するとともに、「道の駅」が地域活性化の拠点を目指して進化を遂げるため、「道の駅」と大学がお互いのニーズを確認し、付加価値を創出する企画・立案等を実施するものです。

(詳細は別途資料参照)

【実施内容】

- 「道の駅」の現地調査、中央市の観光地調査
 - 中央市の特産物や、地元の農産物・畜産物を使用した商品、レストランメニューの多言語表記を含めたPOP 広告※等の企画・提案
 - 学生の視点で発見した魅力をアピールするなど観光案内所の充実を図る企画・提案
- ※商品名と価格、キャッチコピーや説明文、イラストを手描きしたもの

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/koufu_0000282.html

4. 箱根をもっと元気にする話！ー箱根の火山に関する講演会を開催しますー

横浜国道事務所

箱根町

箱根山では、6月30日にごく小規模な噴火が発生した以降に噴火はみられず、火山性地震は少ない状態で経過していたことから、9月11日に噴火警戒レベルを3(入山規制)から2(火口周辺規制)に引き下げられました。

箱根山(大涌谷)の火山に関する正しい知識と備えを広く一般の方にお知らせすることを目的に「箱根の火山に関する講演会」を開催します。

■日時:平成27年11月12日(木) 14時00分～16時00分

■場所:神奈川県立生命の星・地球博物館 SEISA ミュージアムシアター

■定員:300名

■参加費:無料

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yokohama_0000324.html

5. 平成 27 年度第 4 回目の特殊車両指導取締りを実施しました ～道路を守るために、取締り実施中～

大宮国道事務所

車両制限令で定める寸法又は重量を超える車両を特殊車両といい、道路に特殊車両を通行させるには許可が必要となります。

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の適切な維持・修繕が必要なほか、道路の劣化への影響が大きい特殊車両の通行の適正化が必要です。

そのため、大宮国道事務所では、埼玉県内の管理道路において、特殊車両の指導取締りを実施し、法令の趣旨の徹底及び違反車両に対する指導及び改善措置の命令をしています。

この度、本年度第 4 回目の取締りを実施しましたのでお知らせします。今後も引き続き取締りを実施していく予定です。

< 今回の特殊車両指導取締り実施状況 >

実施日時: 10 月 13 日(火)13 時 30 分～16 時 30 分

実施路線: 国道 17 号

実施結果: 6 台計測(寸法・重量及び許可内容の確認)

うち 4 台が違反

(寸法超過車両の無許可走行、許可証不携帯)

< 取締りの強化 >

大宮国道事務所では、所轄警察署の協力のもと、取締りの強化に努めております。

今後も関係機関と連携して引き続き違反車両の是正に取り組みます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/oomiya_0000220.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 【平成 27 年 10 月 10 日】 石井大臣が関東・東北豪雨の被災現場を視察

10月7日に内閣改造が行われ、石井啓一国土交通大臣が就任いたしました。

石井大臣は、10月10日、平成27年9月関東・東北豪雨で被災した決壊現場や本豪雨で被災された方の避難場所等を視察しました。

石井大臣は、「決壊した箇所を訪れ、改めて防災、減災対策の重要性、必要性を痛感した。鬼怒川についてはいわゆる直轄河川の激特事業等を活用して、緊急的、集中的に河川改修を行うように事務方に指示した。鬼怒川沿川の住民の皆さんの安心、安全確保のために、これからも全力で取り組んでいきたい」と述べました。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004298.html（石井大臣が就任）

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004299.html（石井大臣が関東・東北豪雨の被災現場を視察）

2. 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて「避難を促す緊急行動」を実施します

この度の平成27年9月関東・東北豪雨により、全国各地において浸水被害等が発生しており、特に鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市では、約1万1千棟が浸水するなど甚大な被害が生じました。

今回の水害を受け、

[1]堤防決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊・流失

[2]地方公共団体による避難判断、広域避難

[3]避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生

の3点を対処すべき主な課題と捉え、全国の市町村長や堤防沿いにお住まいの住民の方々の不安や懸念に応えるための「避難を促す緊急行動」を実施することと致しましたので、お知らせいたします。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[【別紙1】平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえた主な課題](#) (PDF 形式) 

[【別紙2】平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受けて「避難を促す緊急行動」](#) (PDF 形式) 

[【別紙3】「避難を促す緊急行動」の概要](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000893.html

3. 下水道法施行令の一部を改正する政令案について（閣議決定）

平成 27 年 10 月 2 日、「下水道法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

背景

【トリクロロエチレンに係る水質基準の強化】

平成 26 年 11 月に、トリクロロエチレンに係る水質環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に強化されたことを受けて、今般、水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める省令」に規定するトリクロロエチレンに係る排水基準が現行の 0.3mg/L 以下から 0.1mg/L 以下に改正された。

【下水道の設計等を行う者の資格要件の緩和】

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 26 年 1 月 30 日閣議決定)において、地方公共団体における下水道事業の執行体制の確保が課題とされる中、必要な措置を講ずることが決定された。

概要

【トリクロロエチレンに係る水質基準の強化】

公共用水域へ排水する者を規制する水質汚濁防止法と、下水道に下水を排除する者を規制する下水道法との調整を図るべく、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する下水道を使用する特定事業場に対する排水基準のうち、トリクロロエチレンに係る排水基準を 0.3mg/L 以下か

ら 0.1mg/L 以下に改正する。

【下水道の設計等を行う者の資格要件の緩和】

公共下水道又は流域下水道の設計、工事の監督又は維持管理を行う者の資格要件について、下水道に係る実務従事経験年数を2分の1に緩和するとともに、下水道以外の一定のインフラに関する実務従事経験年数を現行の下水道に係る実務従事経験年数の2分の1を上限に参入できることとする。

今後のスケジュール

閣議：平成27年10月 2日(金)

公布：平成27年10月 7日(水)

施行：平成27年10月21日(水)

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式: 121KB) 

[要項](#) (PDF 形式: 25KB) 

[案文・理由](#) (PDF 形式: 50KB) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式: 92KB) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000277.html

4. 公営住宅法施行令の一部を改正する政令案について（閣議決定）

平成27年10月13日、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されましたので、お知らせいたします。

背景

平成27年1月に「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、公営住宅法(昭和26年法律第193号)については、「入居者の収入の算定(施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、

平成27年中に必要な措置を講ずる」こととされたところ。

本政令案は、上述の「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された事項を措置するために、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)について、必要な措置を講ずるものである。

概要

(1)公営住宅法施行令の一部改正

公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とすることとする。

(2)経過措置

[1]家賃の算定基礎となる収入の計算に係る経過措置

この政令案の施行日後においても、現入居者の家賃の算定の基礎となる収入の計算について、平成29年3月31日まではなお従前の例によるものとする旨の経過措置を定めることとする。

[2]新規入居の収入の条件等に係る経過措置

この政令案の施行日前に入居者の公募又は公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居の申込みが開始されたが、入居者の決定がこの政令案の施行日以後になされる場合については、当該入居者に係る収入の条件はなお従前の例によるものとする旨の経過措置を定めることとする。

今後のスケジュール

公 布 : 平成27年10月16日

施 行 : 平成28年10月 1日

添付資料

[報道発表資料](#)(PDF形式) 

[要綱](#)(PDF形式) 

[案文・理由](#)(PDF形式) 

[新旧対照条文](#)(PDF形式) 

[参照条文](#)(PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000102.html

◆◆地域の動き◆◆

一般国道354号バイパス 東毛広域幹線道路

～つながる、流れる、ぐんまの大動脈～

群馬県県土整備部道路整備課

1. 事業概要

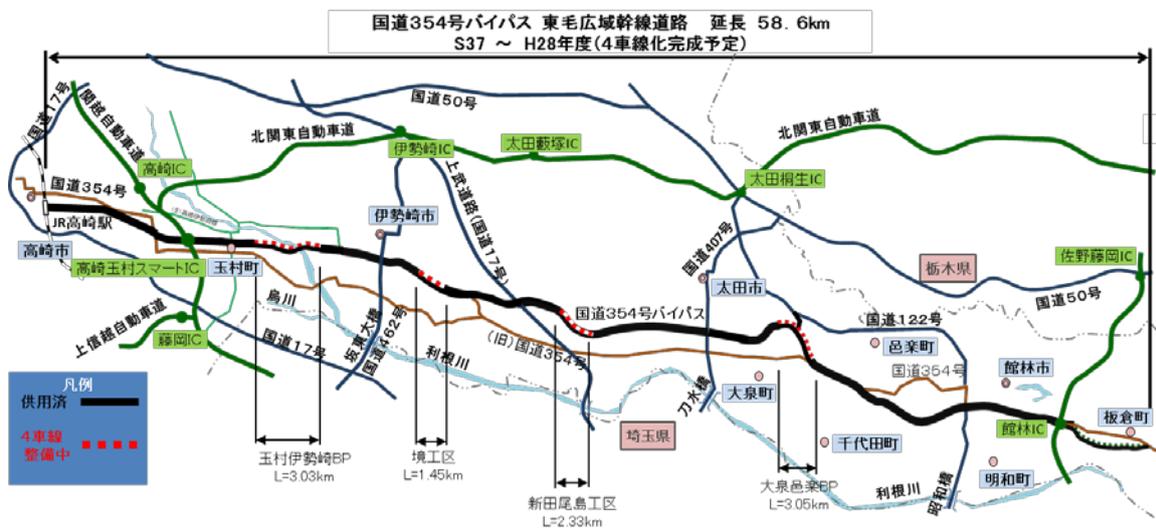
群馬県では、地域の自立促進と活性化を支援し、持続的にはばたける地域づくりのために、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」を掲げ、高速交通網の効果を県内すべての地域に行き渡らせるべく、7つの交通軸の整備・強化を推進しています。



一般国道354号 東毛広域幹線道路は、この7つの交通軸のうち東毛軸の主軸となっています。高崎駅を起点とし、伊勢崎市、太田市、及び館林市などの主要都市を通過して、板倉町へ至る延長58.6kmの幹線道路です。

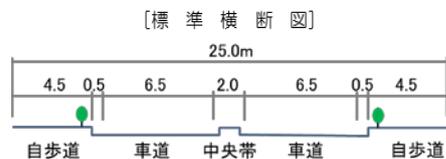
平成26年8月31日、玉村伊勢崎バイパスが開通し、事業着手から52年の歳月を経て、東毛広域幹線道路が一つに繋がりました。全線開通によって様々な整備効果が現れており、例えば工場立地数大幅に伸びるなど、民間投資による経済の好循環が始まっています。

現在、さらに整備効果を高めるため4車線化を進めており、平成28年度に完成する予定となっています。新たな企業誘致や物流の効率化など、より一層大きな効果が期待されています。



[一般国道354号 東毛広域幹線道路全体図]

[計画諸元]
区 間：高崎市栄町～板倉町板倉
延 長：58.6km
標準幅員：25.0m
区 分：第4種1級
設計速度：60km/h
事業期間：昭和37年度～平成28年度(予定)
総事業費：約1,350億円



2. 全線開通後の交通状況

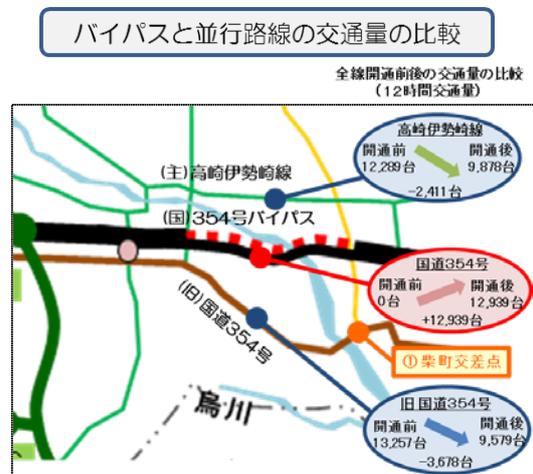
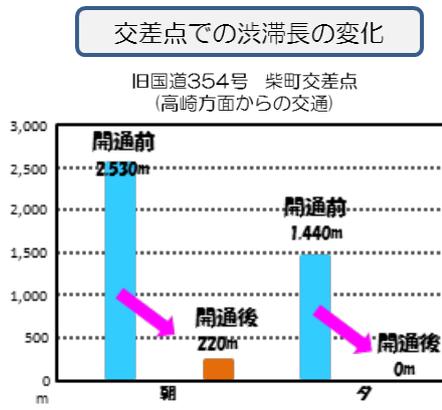
●時間短縮

東毛広域幹線道路の全線開通によって、高崎市から板倉町までの移動時間が約23分(約2割)短縮しました。



●渋滞緩和

玉村伊勢崎バイパスの開通3ヶ月後の交通量は、12時間交通量で約13,000台となり、並行する県道の交通量は約20~28%減少しました。東毛広域幹線道路の沿線では交通転換が図られ、全線開通によってバイパスと並行する路線の交通量が減少し、渋滞が大きく緩和されました。

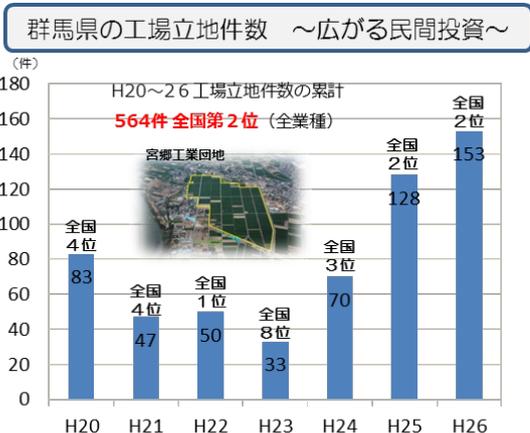


3. ストック効果

●工場立地

東毛広域幹線道路をはじめとした道路整備の推進により、充実した交通ネットワークを形成したことで、群馬県の立地優位性は多くの企業から高く評価されています。平成20年から平成26年の工場立地件数は、累計564件で全国第2位となっています。

物流の拠点性が高まった東毛広域幹線道路沿線では、伊勢崎宮郷工業団地、高崎スマートIC産業団地が造成・分譲を開始しており、新たに高崎玉村スマートIC近くに大型物流団地が計画されるなど、産業団地の拡大が続いています。



全線開通した東毛広域幹線道路

